

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年10月14日提出
【計算期間】	第14特定期間（自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日）
【ファンド名】	ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース (以上を総称して「ノムラファンドマスターズ世界債券」、「ノムラファンドマスターズ世界債券（毎月分配型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。 また、「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース」を「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース＜為替ヘッジ付き＞」、「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース」を「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース＜為替ヘッジなし＞」という場合があります。あるいは、ファンド名称を簡略化して、「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース」を「Aコース」、「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース」を「Bコース」という場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

毎月分配を行ないます。

ファンドは、原則として毎月20日(同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

世界の様々な種類（通貨、発行者の国籍や種別、格付等）の債券に幅広く投資することによりリスクの分散を図ります。

世界の様々な債券に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に投資します。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」が、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

為替変動リスクをヘッジ（軽減）するAコースと、ヘッジしないBコースがあり、A/Bコース間でスイッチングが可能です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式 で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（ノムラファンドマスタース世界債券Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・オブ ・ ファンズ	なし
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州		
	年12回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 （ ）	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		アフリカ	ファンド・オブ ・ ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記

(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記すること
とも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含

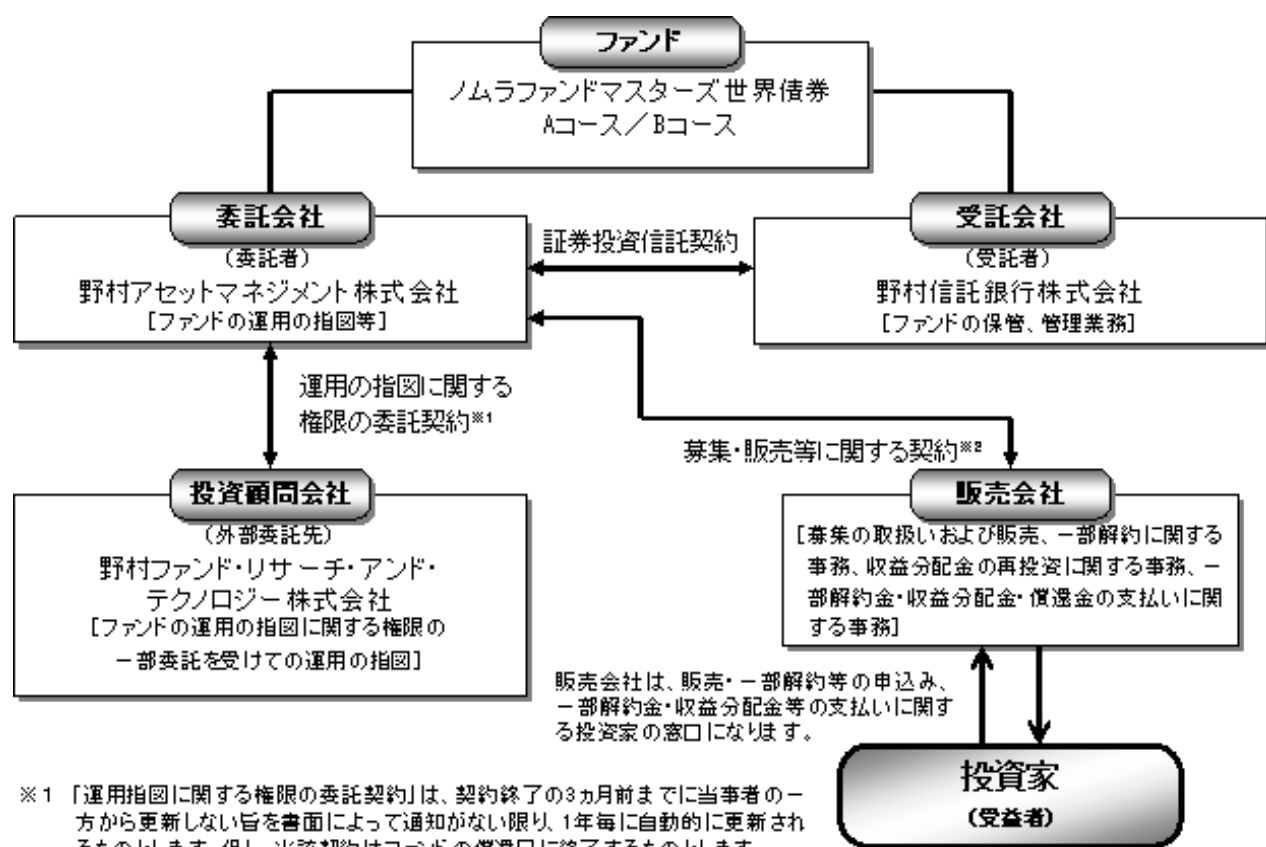
む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成16年7月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

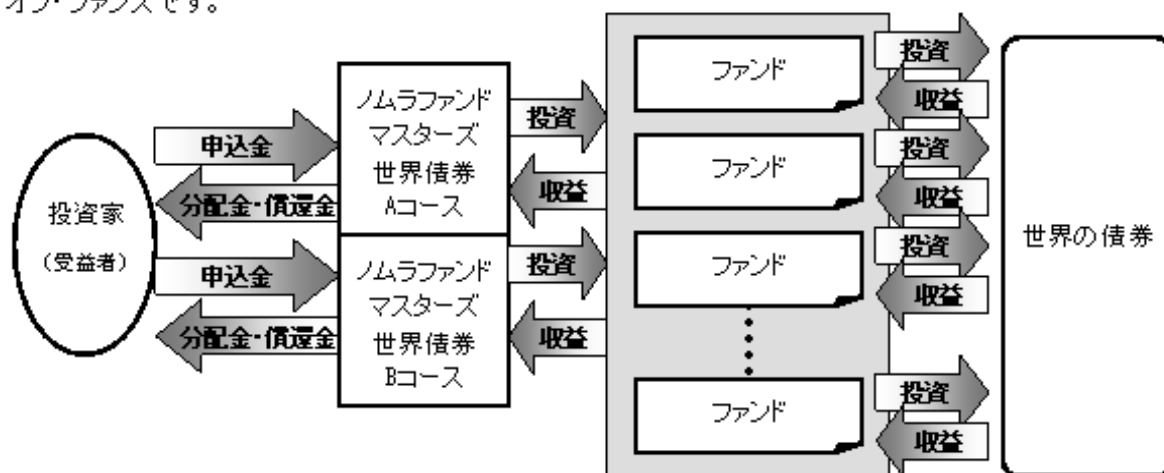


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ ファンド・オブ・ファンズについて ■

各ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に世界の債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

平成23年8月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成23年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）

委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地 : 東京都中央区

委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(月末の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

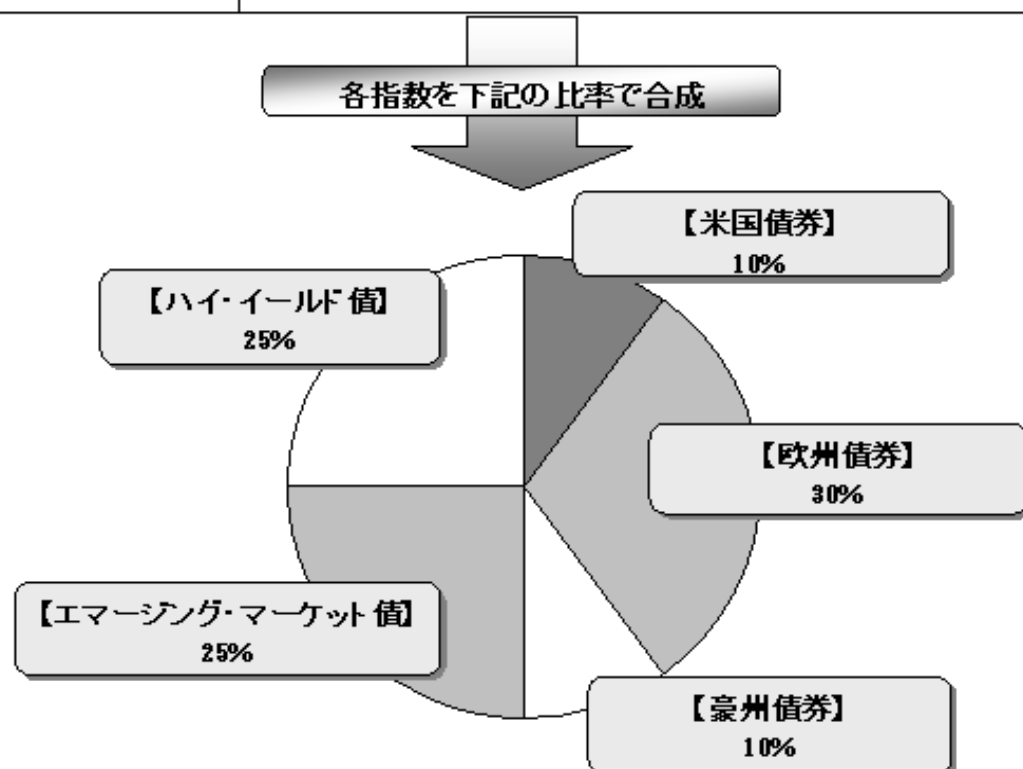
(平均純資産総額の合計額)	(率)
200億円以下の部分	年0.22%
200億円超の部分	年0.24%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

[4]債券の種別等毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数
【米国債券】	バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス
【欧州債券】	バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス
【豪州債券】	バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス
【ハイ・イールド債】	BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス
【エマージング・マーケット債】	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドを80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数



Aコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(以下「円ヘッジベース」といいます。)を用います。

Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(「円換算ベース」といいます。)を用います。

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託会社が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch Global High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国ドル、カナダドル、英ポンド、ユーロ（ユーロ統合前の通貨を含む）建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める比率を2%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、当ファンドのベンチマークの算出にあたって同指数を用いることを許諾されております。）

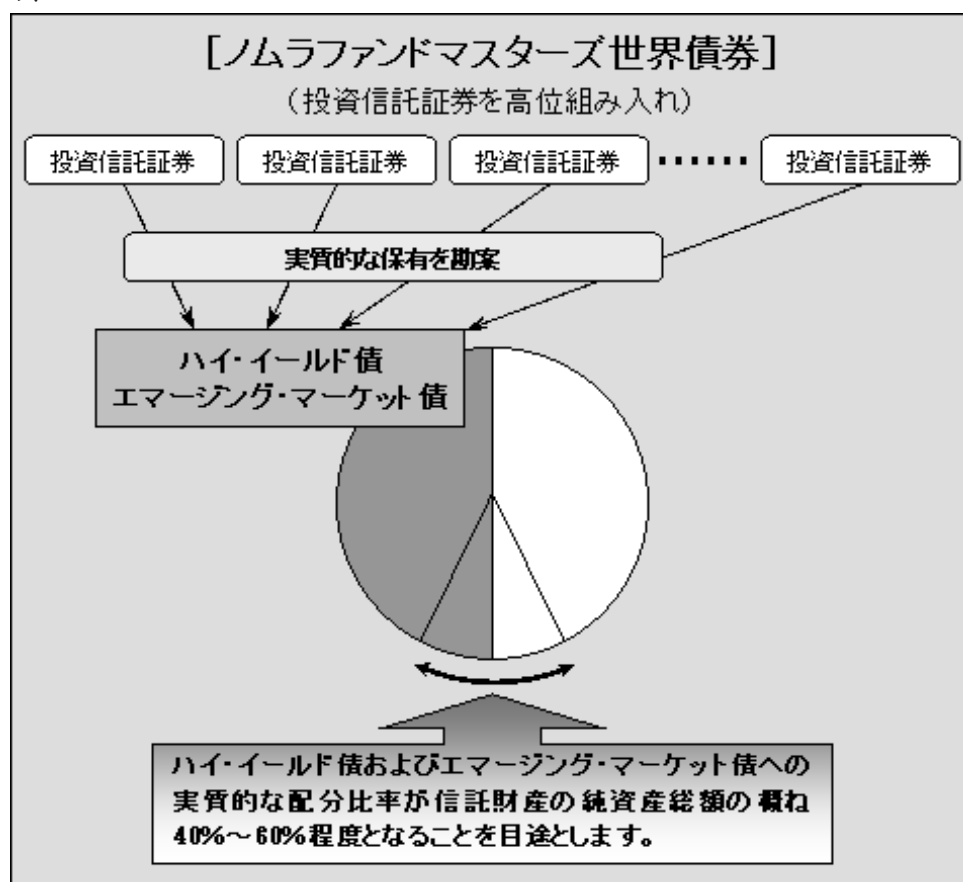
その他の指数・インデックスについては、後述の（参考）指定投資信託証券について「ベンチマークについて」をご覧ください。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

ポートフォリオの構築にあたっては、ベンチマークにおける債券の種別等の配分を意識しつつ、運用を行なうことを基本とします。

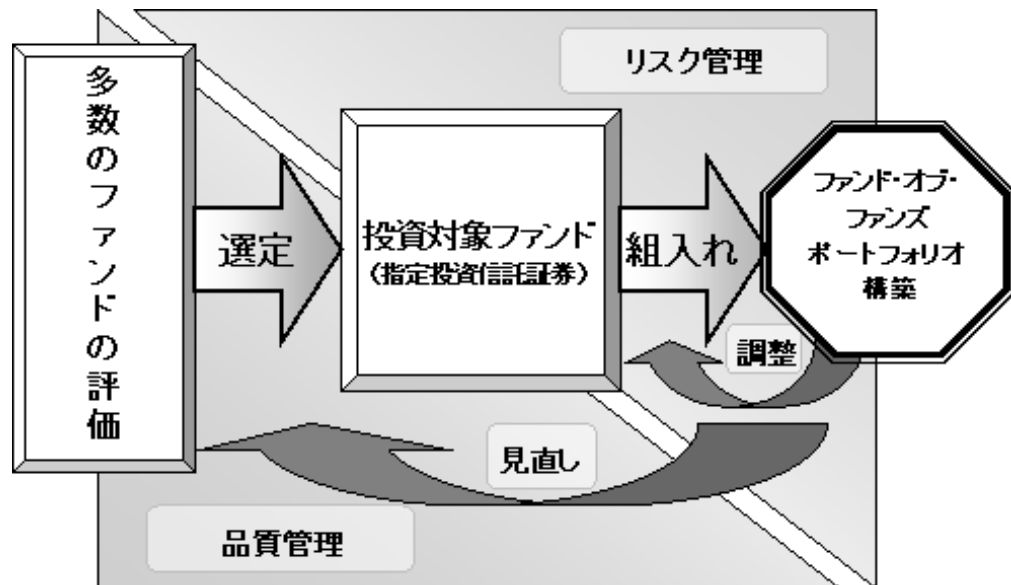
特に、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね40%～60%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。



- [6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。
- 運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

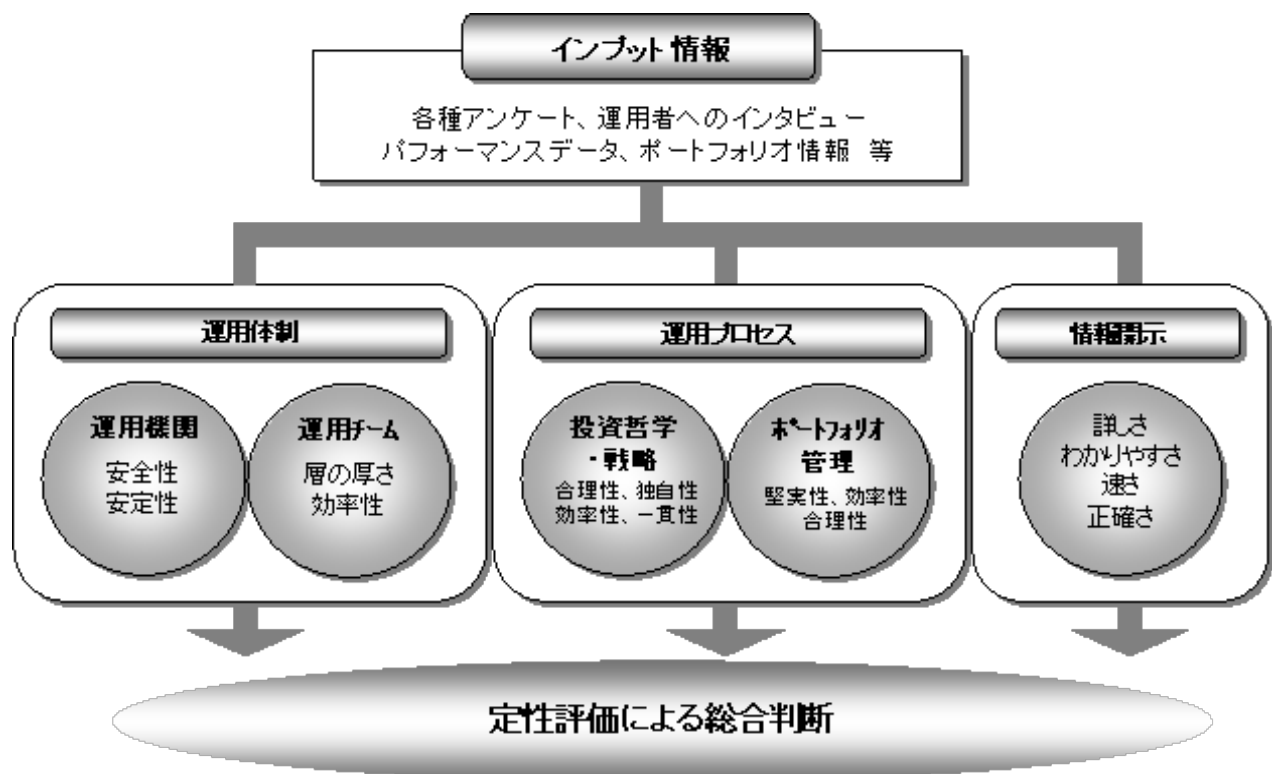
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&Tのファンドの定性評価■

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」、「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成23年10月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

世界の様々な債券 に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

「世界の様々な債券」とは、世界の国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などを指します。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を含みます。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のも

のに限定することを基本とします。

[Aコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

[Bコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・AMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）- 海外債券ファンド（カスタムBM型）FC＜外国籍投資信託＞	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）- 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD＜外国籍投資信託＞
PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC（JPY、ヘッジド）＜外国籍投資信託＞	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFD（JPY）＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC(適格機関投資家専用)	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC（適格機関投資家専用）	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD（適格機関投資家専用）
ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
JPMエマージング・ボンド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC <外国籍投資信託>	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD <外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD<外国籍投資信託>

前述の指定投資信託証券の一覧は平成23年10月14日現在です。

今後、前述指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」と「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。本書では、これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC/FD」と表記する場合があります。

「FC」は原則として為替ヘッジ等を行ない、「FD」は原則として為替ヘッジを行ないませんが、その他の実質的な運用方針は基本的に同一です。なお、Aコースは「FC」を、Bコースは「FD」を組み入れます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年10月14日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行いません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

申込手数料はかかりません。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するN F R & Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

1 ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）¹を20％：60％：20％の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）²を20％：60％：20％の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

- 1 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクに代行させます。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885％（税抜年0.37％）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB - 格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

2 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型） マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）¹を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）²を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

- 1 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型） マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに円建て為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドのベンチマークは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない、ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

3 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

（４）収益配分方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

4 ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等を実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットティング）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない、ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

5 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行う場合があります。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。

マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。

マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的に行なうことがあります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

6 LM・米国債券コア・プラスFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラスFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラスFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成18年4月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB - またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

7 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。FCは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U. S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

8 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてバークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

9 アイエヌジー・欧州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替

ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックス の通貨配分と同程度として行います。

代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

FDコースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

債券の運用プロセスは、

- （１）ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
 - （２）デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定
 - （３）モデルポートフォリオの構築とコントロール
 - （４）当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール
- の４つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない
ます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

10 メロン米国コア・プラス債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。

投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにFCにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

11 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型） FC / FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%：60%：20%の比率による加重平均指数をベンチマークとします。

ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）- 海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）は、上記加重平均指数の円ヘッジ指数をベンチマークとします。また、ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）- 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）は、上記加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

（Ｂ）信託期間

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

（１）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな

基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（２）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（３）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額24,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額12,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当たり年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（４）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（２）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限る、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPIに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

（４）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

12 PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC（JPY、ヘッジド）／インスティテューショナルFD（JPY）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とし、トータルリターンを最大化をめざします。

ファンドは、英領ケイマン諸島籍のオープンエンド型外国投資信託（円建）です。

PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンドインスティテューショナルFC（JPY、ヘッジド）（「FC」といいます）は、PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（カスタムヘッジ・円ベース）をベンチマークとします。また、PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンドインスティテューショナルFD（JPY）（「FD」といいます）は、PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

当インデックスにおける「カスタムヘッジ」とは、外貨建資産を対円で為替ヘッジする手法を表わしたものであり、新興国通貨等を対円で為替ヘッジする場合には、米ドル等先進国通貨を用いる場合があります。

（Ｂ）信託期間

2050年6月30日まで（2009年10月8日設定／受託会社の決定により信託期間を更新することができます。）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド
保管受託銀行、管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・（ルクセンブルグ）・エス・シー・エー

（Ｄ）管理報酬等

投資顧問報酬および管理事務代行報酬の総額は純資産総額に年率0.55%以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とします。

派生商品については、オプション取引、先物取引、スワップ取引などを活用します。

（２）投資態度

通常、純資産総額の80%以上を、債券およびその派生商品に投資します。

ムーディーズ社によるBaa格（スタンダード＆プアーズ社によるBBB格、もしくはフィッチ社によるBBB格、またはその他の一般的に認められた格付機関による同等格の格付）未満の格付の債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。）への投資比率は15%以内とします。

通常、ポートフォリオの平均デュレーションは、8年以下とします。

通常、通貨配分については、ベンチマークにおける各通貨の比率の±10%以内とします。

FCの外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替リスクの低減を図ることを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したものに限りします。

同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。ただし、各国政府、その政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券は、この限りではありません。

有価証券の空売りについては、空売りを行なった有価証券の時価総額が純資産総額を超えないものとします。

純資産総額の10%を超える借入れは行いません。

流動性の乏しい証券（通常の方法では、ファンドが証券を時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券）への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、原則として利子収入および売買益等から基準価額水準等を勘案して決定します。

■ PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックスについて ■

PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（GLADI）の一部の特長については、2011年6月末現在、特許出願中です。「GLOBAL ADVANTAGE（グローバル・アドバンテージ）」と「GLADI」はPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の商標です。GLADIはPIMCOとは独立したグローバルなインデックスであり、プロバイダーであるマーキット社（Markit LLC）によって管理、計算されています。マーキット社は、インデックスの構築方法に基づいたインデックスの作成、インデックス構成銘柄の確認、その他インデックス・データの計算に関わる全ての技術的な事柄に対応します。

13 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年10月6日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Standish Mellon Asset Management Company LLC

上記の副投資顧問会社は、平成23年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.45%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

NFR&Tが、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

14 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」はパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年10月6日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Insight Investment Management (Global) Limited

上記の副投資顧問会社は、平成23年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.45%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

汎欧州通貨建ての債券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

NFR&Tが、欧州債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

15 ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドファンドFC（「FC」といいます。）はBofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドファンドFD（「FD」といいます。）はBofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年10月8日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（Columbia Management Investment Advisors, LLC）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

16 ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFC（「FC」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。

ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD（「FD」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年4月14日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

ユーロ建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

（２）投資態度

主としてユーロ建のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

投資する事業債は、主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ユーロ建以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

FDコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用に当たっては、ウエストエルビーメロン アセットマネジメントKAG（WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH）に海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

17 ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC（「FC」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（「FD」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合もあります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。

マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

18 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FCは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）¹をベンチマークとします。また、FDは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）²をベンチマークとします。

1 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)」は、BofAメリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（米ドルベース）を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。

2 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofAメリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・インデックス（米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%(税抜0.64%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米ドル建ての高利回り社債（下記(2) および に掲げる社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。

上記 の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格（スタンダード＆プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）以上の社債に投資する場合があります。（各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。）

（2）投資態度

安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格（スタンダード＆プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）未満とします。

上記 にかかわらず、上記 の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、上記 に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該社債も主要投資対象に含めます。

保有する社債の格付けが変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1) に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

19フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC（「FC」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ヘッジ換算）¹をベンチマークとします。また、フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（「FD」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算）²をベンチマークとします。

1 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ヘッジ換算）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年7月26日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.95025%（税抜年0.905%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的に主要な投資対象とします。

（２）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

ハイ・イールド・ボンドを中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

格付に関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード＆プアーズ社）以下の格付の事業債に投資を行ない、一部、格付を持たない債券や、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドを組み入れることもあります。

銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ハイ・イールド・ボンドの実質組入率は原則として高位を維持します。
FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）主な投資制限

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

20 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年4月7日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Loomis, Sayles & Company, L.P.

上記の副投資顧問会社は、平成23年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてBofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

21 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年10月6日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Threadneedle Asset Management Limited

上記の副投資顧問会社は、平成23年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてBofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

22 野村エマージング債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カンントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

（２）投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・ 単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。
- ・ 企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・ 新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

FCにおける、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

23 JPMエマージング・ボンド・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPMエマージング・ボンド・ファンドFC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については、当該資産の建値となる通貨と円との間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。その場合、米ドル等の主要通貨を通じて間接的に為替ヘッジを行うことがあります。また、上記のみなし保有外貨建資産は、マザーファンド内で円以外の通貨に対して為替ヘッジが行われている場合があり、その場合は当該為替ヘッジの対象通貨について、この投資信託において円との間のヘッジを行います。

JPMエマージング・ボンド・ファンドFD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FCは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（為替ヘッジあり、円ベース）¹をベンチマークとします。また、FDは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）²をベンチマークとします。

- 1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（為替ヘッジあり、円ベース）」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

平成23年10月1日より、同社が公表するJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものから、変更しております。

- 2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

平成23年10月1日より、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)を委託会社が独自に円換算したものから変更しております。

各ファンドは、「JPMエマージング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.525%(税抜0.50%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

実質的な主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。

上記のほか、一つまたは複数の、新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

（２）投資態度

上記(1) および に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な投資対象債券は、主に米国ドルに基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の50%以上をそのような債券に投資します。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

24 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジ指数）をベンチマークとします。また、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。FCの実質組入外貨建資産については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、FCの運用の指図に関する権限の一部およびマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

25 MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC / FD

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

各ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）²をベンチマークとします。

1 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、為替ヘッジコストを考慮して独自に円換算したものです。

2 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

（Ｄ）管理報酬等**（１）投資顧問報酬**

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

（２）その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。

FCのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ヘッジベース）とします。また、FDのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）とします。

国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。

通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。

FCの実質外貨建資産について、原則として、円貨に対する為替ヘッジ（先進国通貨による代替ヘッジを含みます）を行いません。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

（４）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

26 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Markets Bond Index Global（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年4月7日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
ING Asset Management B.V.
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Pictet Asset Management Limited
Bank Pictet & Cie (Asia) Limited

上記の副投資顧問会社は、平成23 年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

27 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC/FD

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券（以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド（円ヘッジベース）

¹を参考指数とします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバース

ファイド（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成23年4月7日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company, LLP

上記の副投資顧問会社は、平成23 年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）の通貨配分をベースに、対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ ベンチマークについて ■

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、ユーロ建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル）（JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan GBI-EM Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日	会社設立
平成10年（1998年）6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年（1998年）11月30日	投資顧問業登録
平成11年（1999年）6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年（1999年）10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年（2001年）4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年（2006年）1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケット・リミテッド設立
----------------	--------------------------------

平成2年（1990年）2月

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
に社名変更**ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド**

昭和60年（1985年）1月

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド
設立**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社**

昭和46年（1971年）

ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年（1985年）

ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年（1990年）

ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年（1995年）

ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年（2001年）

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年（2006年）

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年（2008年）

JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年（1986年）

フィデリティ投資顧問株式会社設立

昭和62年（1987年）

投資顧問業登録

同年

投資一任業務の認可取得

平成7年（1995年）

社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年

投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

平成19年（2007年）

金融商品取引業者として登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日

アライアンス・キャピタル投信株式会社設立

平成 8年12月 3日

証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年12月 9日

投資一任契約に係る業務の認可

平成12年 1月 1日

商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更

平成18年 4月 3日

商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX）S.A.

2000年6月20日

ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX）S.A.」設立、登記。

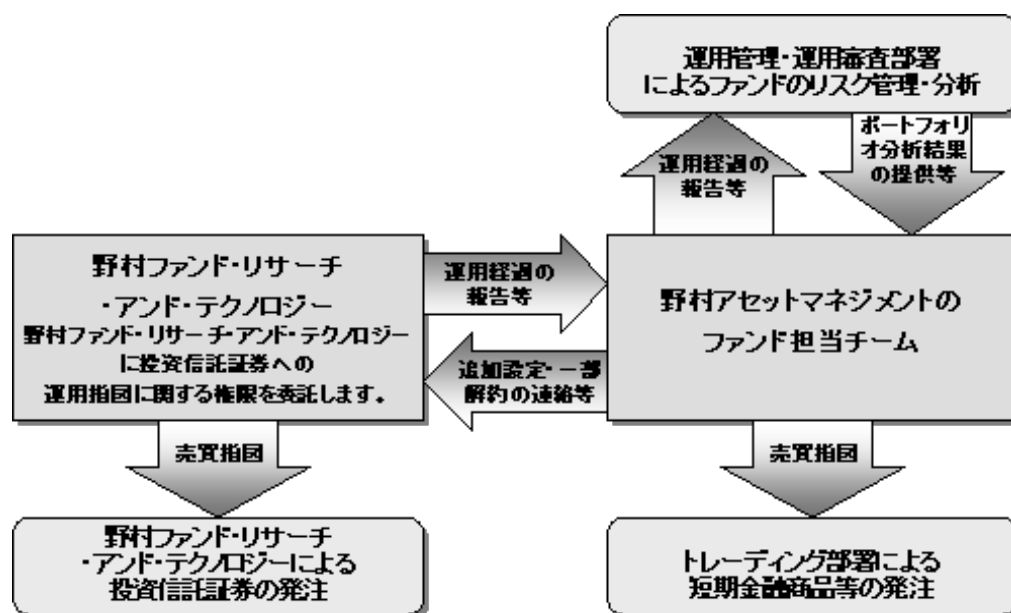
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

平成10年（1998年）

会社設立

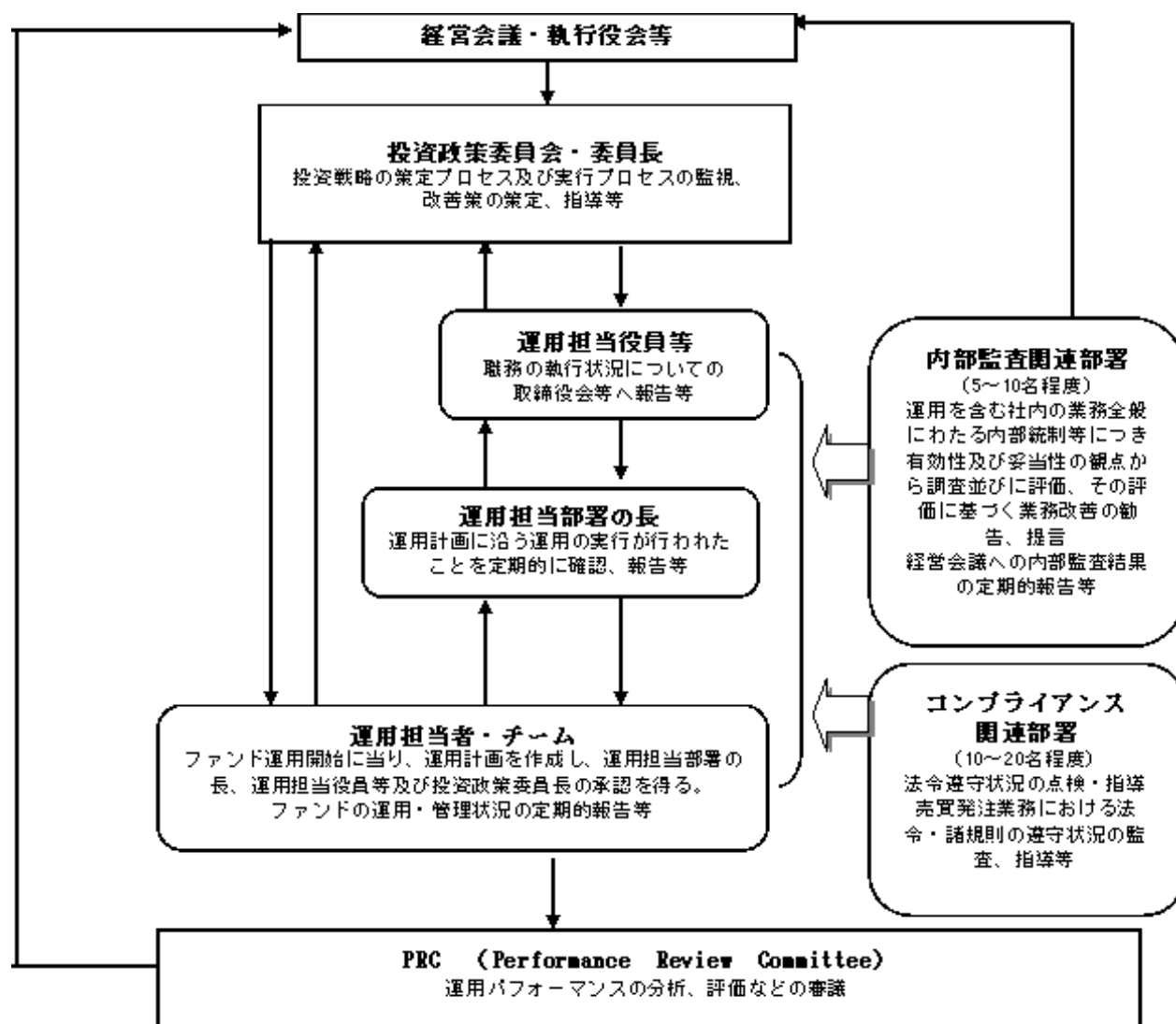
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成23年10月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

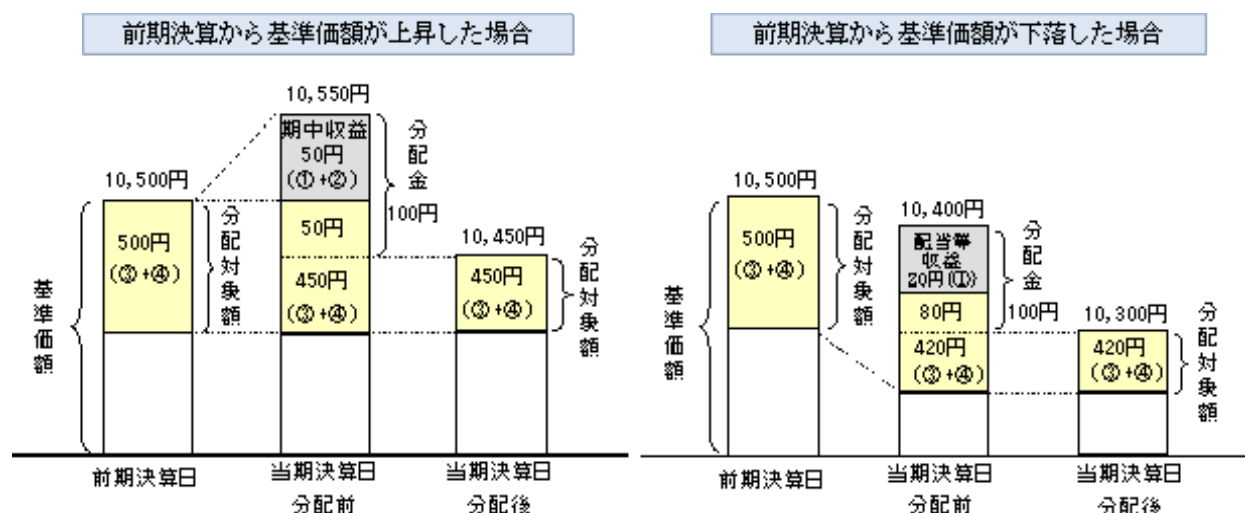
「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



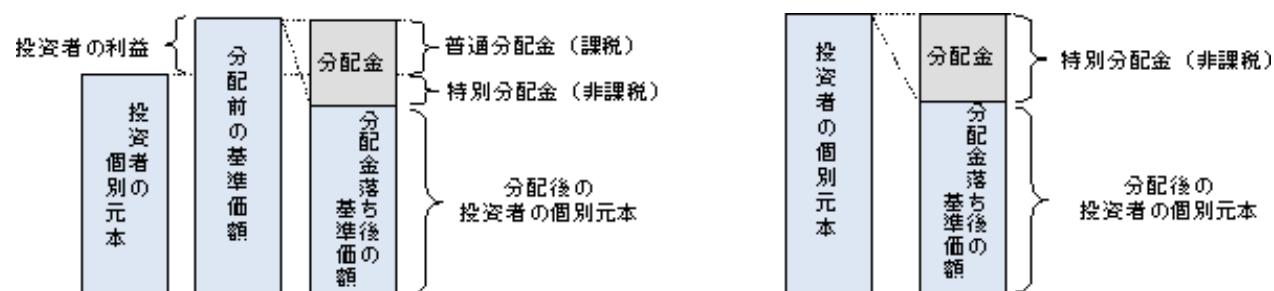
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 - ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- 分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

特別分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。



投資者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

各ファンドに共通

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

() 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

() 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

() 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第32条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5

営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不

履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

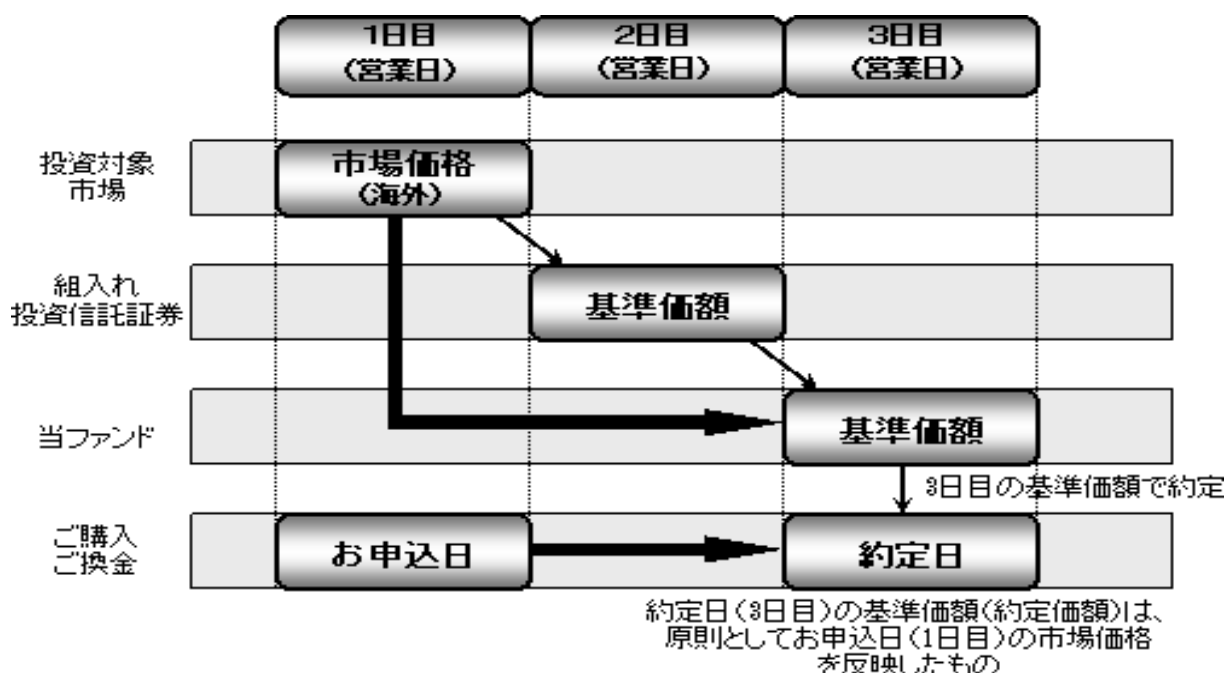
ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



ベンチマークの指数について

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託会社が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

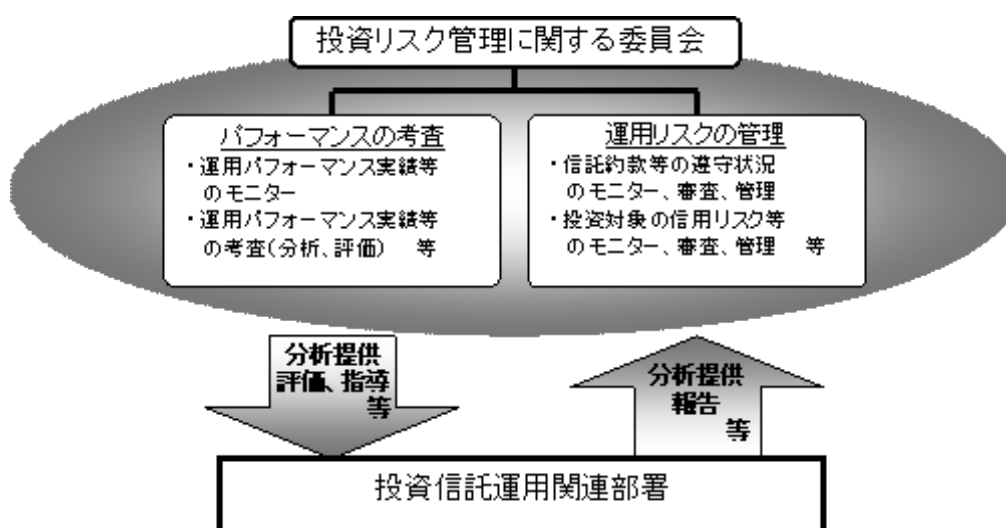
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成23年10月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の78.75（税抜年10,000分の75）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 信託財産の純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の36	年10,000分の36	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の37	年10,000分の36	年10,000分の2

「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年2月および8月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額（月末の純資産総額の平均値）の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
200億円以下の部分	年0.22%
200億円超の部分	年0.24%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC / FD	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC / FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC / FD	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC / FD	0.5775%（税抜0.55%）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）
LM・米国債券コア・プラスFC / FD	0.4935%（税抜0.47%）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）

アイエヌジー・欧州債券ファンドFC / FD	0.42%（税抜0.40%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFC / FD	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FC / FD	0.3675%以内 + 成功報酬
PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC（JPY、ヘッジド） / FD（JPY）	0.55%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC / FD	0.45%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC / FD	0.45%
ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC / FD	0.6825%（税抜0.65%）
ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC / FD	0.9975%（税抜0.95%）
ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC / FD	0.9975%（税抜0.95%）
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC / FD	0.672%（税抜0.64%）
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC / FD	0.95025%（税抜0.905%）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC / FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC / FD	0.75%
野村エマージング債券ファンドFC / FD	0.7875%（税抜0.75%）
JPMエマージング・ボンド・ファンドFC / FD	0.525%（税抜0.50%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC / FD	0.84%（税抜0.80%）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC / FD	0.94%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC / FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC / FD	0.80%

上記の信託報酬率は、平成23年10月14日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.40% ± 0.20%程度

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成23年10月14日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

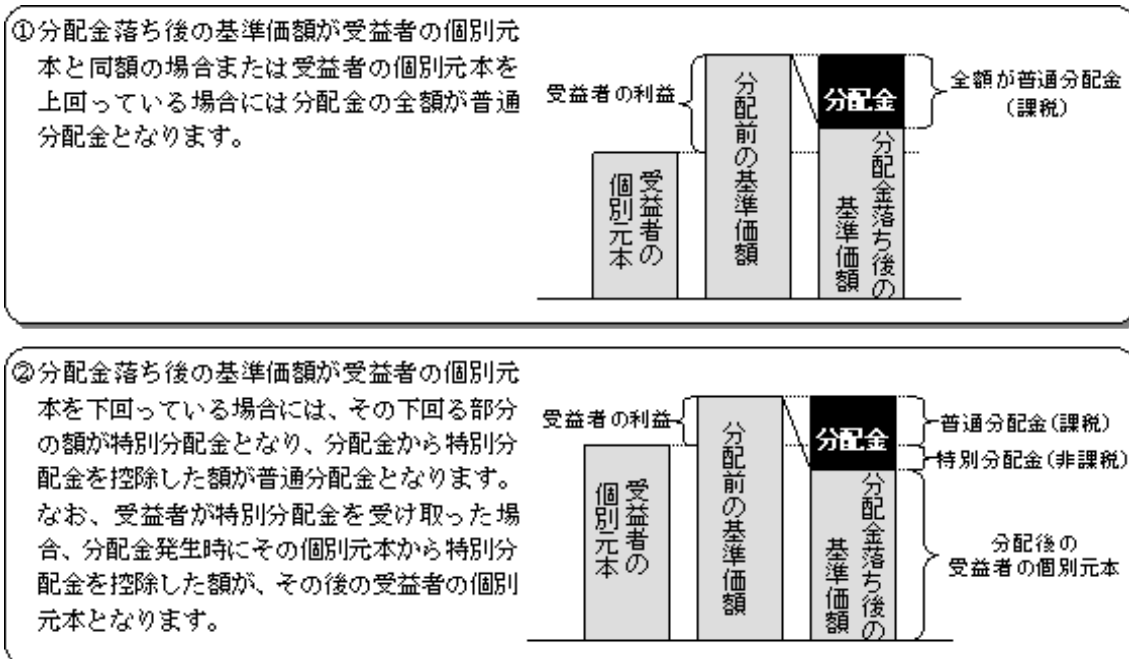
■個別元本について■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）以内 ¹	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.15% ²	—

¹ 基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

² 基準価額に0.15%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	—	換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成23年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「Aコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,368,324,876	76.40
	ケイマン	363,714,158	20.31
	ルクセンブルグ	43,413,944	2.42
	小計	1,775,452,978	99.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	15,337,758	0.85
合計(純資産総額)		1,790,790,736	100.00

「Bコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	41,090,957,323	76.43
	ケイマン	10,991,746,871	20.44
	ルクセンブルグ	1,341,164,952	2.49
	小計	53,423,869,146	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	333,667,506	0.62
合計(純資産総額)		53,757,536,652	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「Aコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	20,081	10,550	211,854,550	10,463	210,107,503	11.73
2	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC	15,179	9,876	149,907,804	9,863	149,710,477	8.36
3	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド (カスタムBM型) FC (適格機関投資家専用)	14,027	10,504	147,339,608	10,401	145,894,827	8.14
4	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC	12,279	9,182	112,751,491	9,132	112,131,828	6.26
5	日本	投資信託 受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)	10,188	10,057	102,460,716	9,974	101,615,112	5.67
6	日本	投資信託 受益証券	野村エマージング債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	8,707	11,634	101,297,238	11,552	100,583,264	5.61
7	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	10,958	8,731	95,674,298	8,689	95,214,062	5.31
8	日本	投資信託 受益証券	ノムラ海外債券ファンド (カスタムBM型) FC (適格機関投資家専用)	8,080	10,318	83,369,440	10,247	82,795,760	4.62
9	日本	投資信託 受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC (適格機関投資家専用)	8,747	8,896	77,821,345	8,786	76,851,142	4.29
10	日本	投資信託 受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC (適格機関投資家専用)	8,793	8,683	76,356,807	8,655	76,103,415	4.24
11	日本	投資信託 受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	6,728	11,268	75,811,104	11,156	75,057,568	4.19
12	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC (適格機関投資家専用)	6,407	10,290	65,934,178	10,202	65,364,214	3.65
13	ケイマン	投資信託 受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタムBM型) FC	6,139	10,488	64,385,832	10,426	64,005,214	3.57
14	日本	投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC (適格機関投資家専用)	5,423	11,482	62,266,886	11,442	62,049,966	3.46
15	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC (適格機関投資家専用)	5,868	8,977	52,681,632	8,750	51,345,000	2.86
16	日本	投資信託 受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	5,908	7,930	46,850,440	7,859	46,430,972	2.59
17	ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC	3,416	12,544	42,850,304	12,709	43,413,944	2.42
18	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC	3,022	9,751	29,467,522	9,852	29,772,744	1.66
19	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC (適格機関投資家専用)	2,687	10,260	27,568,620	10,129	27,216,623	1.51
20	日本	投資信託 受益証券	JPMエマージング・ボンド・ファンドFC (適格機関投資家専用)	3,111	8,372	26,045,292	8,325	25,899,075	1.44
21	日本	投資信託 受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)	2,394	10,580	25,328,520	10,482	25,093,908	1.40
22	日本	投資信託 受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)	2,399	10,278	24,656,922	10,237	24,558,563	1.37
23	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFC (適格機関投資家専用)	2,581	8,386	21,646,652	8,189	21,135,809	1.18
24	日本	投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー・エマージング・ ボンド・オープンFC (適格機関投資家専用)	1,912	10,117	19,343,704	10,106	19,322,672	1.07
25	日本	投資信託 受益証券	LM・米国債券コア・プラスFC (適格機関投資家専用)	1,969	9,051	17,821,419	8,956	17,634,364	0.98
26	日本	投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC (適格機関投資家専用)	1,228	12,405	15,233,340	12,509	15,361,052	0.85
27	ケイマン	投資信託 受益証券	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ ボンド・ファンド - インスティテュショナルFC (JPY、ヘッジ)	795	10,274	8,167,830	10,181	8,093,895	0.45
28	日本	投資信託 受益証券	野村米国好利回り社債投信FC (適格機関投資家専用)	169	8,791	1,485,679	8,705	1,471,145	0.08
29	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - アイエヌジー新興国債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	52	12,440	646,880	12,359	642,668	0.03
30	日本	投資信託 受益証券	エマージング・ボンド・オープンFC (適格機関投資家専用)	64	9,060	579,840	9,003	576,192	0.03

「Bコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	818,589	7,691	6,295,767,999	7,705	6,307,228,245	11.73
2	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD	519,442	8,856	4,600,178,352	8,873	4,609,008,866	8.57
3	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド (カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用)	489,476	9,131	4,469,405,356	9,154	4,480,663,304	8.33
4	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	411,583	8,203	3,376,215,349	8,185	3,368,806,855	6.26
5	日本	投資信託 受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)	345,093	8,789	3,033,022,377	8,804	3,038,198,772	5.65
6	日本	投資信託 受益証券	野村エマーシング債券ファンドFD (適格機関投資家 専用)	363,232	8,307	3,017,368,224	8,257	2,999,206,624	5.57
7	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	328,357	8,438	2,770,676,366	8,663	2,844,556,691	5.29
8	日本	投資信託 受益証券	ノムラ海外債券ファンド (カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用)	272,221	9,052	2,464,144,492	9,103	2,478,027,763	4.60
9	日本	投資信託 受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	397,027	5,900	2,342,459,300	5,832	2,315,461,464	4.30
10	日本	投資信託 受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	362,370	6,344	2,298,875,280	6,329	2,293,439,730	4.26
11	日本	投資信託 受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	293,277	7,653	2,244,448,881	7,586	2,224,799,322	4.13
12	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD (適格機関投資家専用)	225,859	8,777	1,982,364,443	8,707	1,966,554,313	3.65
13	ケイマン	投資信託 受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタムBM 型)FD	193,613	9,770	1,891,599,010	9,871	1,911,153,923	3.55
14	日本	投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)	243,059	7,648	1,858,915,232	7,629	1,854,297,111	3.44
15	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD (適格機関投資家専用)	263,528	5,988	1,578,005,664	5,898	1,554,288,144	2.89
16	日本	投資信託 受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	202,977	6,796	1,379,431,692	6,803	1,380,852,531	2.56
17	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD	136,728	9,631	1,316,827,368	9,809	1,341,164,952	2.49
18	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD	96,376	8,755	843,771,880	8,877	855,529,752	1.59
19	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD (適格機関投資家専用)	103,712	7,590	787,174,080	7,495	777,321,440	1.44
20	日本	投資信託 受益証券	JPMエマーシング・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	140,514	5,520	775,637,280	5,494	771,983,916	1.43
21	日本	投資信託 受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)	87,728	8,516	747,091,648	8,446	740,950,688	1.37
22	日本	投資信託 受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)	49,765	14,307	711,987,855	14,710	732,043,150	1.36
23	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD (適格機関投資家専用)	110,908	5,819	645,373,652	5,759	638,719,172	1.18
24	日本	投資信託 受益証券	LM・米国債券コア・プラスFD (適格機関投資家専 用)	103,924	5,806	603,382,744	5,751	597,666,924	1.11
25	日本	投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー・エマーシング・ ボンド・オープンFD (適格機関投資家専用)	88,468	6,595	583,446,460	6,597	583,623,396	1.08
26	日本	投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券 オープンFD (適格機関投資家専用)	66,284	6,967	461,800,628	7,033	466,175,372	0.86
27	ケイマン	投資信託 受益証券	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ ボンド・ファンド - インスティテュショナルFD (JPY)	27,985	8,885	248,646,725	8,835	247,247,475	0.45
28	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・アイエヌジー新興国債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	2,089	7,387	15,431,443	7,343	15,339,527	0.02
29	日本	投資信託 受益証券	エマーシング・ボンド・オープンFD (適格機関投資家専用)	2,876	5,245	15,084,620	5,216	15,001,216	0.02
30	日本	投資信託 受益証券	野村米国好利回り社債投信FD (適格機関投資家専 用)	2,481	5,922	14,692,482	5,868	14,558,508	0.02

種類別及び業種別投資比率

「Aコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.14
合計		99.14

「Bコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.37
合計		99.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「Aコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	13,997	14,018	1.0327	1.0343
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	17,530	17,547	1.0372	1.0382
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	15,458	15,464	1.0378	1.0382
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	9,941	9,943	1.0061	1.0063
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	6,895	6,896	1.0375	1.0377
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	5,453	5,454	1.0189	1.0191
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	4,462	4,464	1.0107	1.0111
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	3,657	3,663	0.9660	0.9676
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	2,893	2,903	0.8670	0.8700
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	2,785	2,795	0.9294	0.9328
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	2,602	2,611	1.0134	1.0168
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	2,358	2,365	1.0254	1.0286
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	1,923	1,929	1.0413	1.0443
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	1,839	1,844	1.0500	1.0530
	2010年8月末日	2,325	—	1.0488	—
	9月末日	2,205	—	1.0558	—
	10月末日	2,191	—	1.0623	—
	11月末日	2,067	—	1.0442	—
	12月末日	1,921	—	1.0364	—
	2011年1月末日	1,886	—	1.0409	—
	2月末日	1,891	—	1.0400	—
	3月末日	1,879	—	1.0423	—
	4月末日	1,882	—	1.0494	—
	5月末日	1,893	—	1.0552	—
	6月末日	1,847	—	1.0473	—
	7月末日	1,810	—	1.0543	—
	8月末日	1,790	—	1.0409	—

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	114,823	115,268	0.9816	0.9854
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	268,182	269,101	1.0498	1.0534
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	324,933	326,071	1.0850	1.0888
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	295,511	296,605	1.0802	1.0842
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	269,362	270,328	1.1721	1.1763
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	231,923	232,778	1.1938	1.1982
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	181,520	182,311	1.0553	1.0599
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	153,553	154,812	1.0369	1.0454
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	98,083	99,289	0.6917	0.7002
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	102,135	103,275	0.7616	0.7701
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	103,293	104,406	0.7890	0.7975
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	86,057	87,088	0.7090	0.7175
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	69,193	70,079	0.6639	0.6724
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	57,725	58,516	0.6200	0.6285
	2010年8月末日	82,263	—	0.7048	—
	9月末日	80,207	—	0.7077	—
	10月末日	76,422	—	0.6912	—
	11月末日	73,955	—	0.6836	—
	12月末日	69,793	—	0.6598	—
	2011年1月末日	68,685	—	0.6691	—
	2月末日	66,392	—	0.6588	—
	3月末日	65,927	—	0.6630	—
	4月末日	65,218	—	0.6658	—
	5月末日	62,973	—	0.6533	—
	6月末日	60,574	—	0.6420	—
	7月末日	57,296	—	0.6200	—
	8月末日	53,757	—	0.5974	—

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	0.0098 円
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	0.0074 円
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	0.0042 円
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0016 円
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0012 円
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0012 円
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0018 円
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0074 円
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0116 円
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0212 円
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0204 円
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	0.0202 円
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	0.0180 円
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	0.0180 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	0.0212 円
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	0.0216 円
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	0.0224 円
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0230 円
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0246 円
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0254 円
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0270 円
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0309 円
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0510 円
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0510 円
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0510 円
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	0.0510 円
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	0.0510 円
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	0.0510 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	4.3 %
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	1.2 %
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	0.5 %
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	2.9 %
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	3.2 %
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1.7 %
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.6 %
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	3.7 %
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	9.0 %
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	9.6 %
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	11.2 %
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	3.2 %
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	3.3 %
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	2.6 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	0.3 %
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	9.1 %
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	5.5 %
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	1.7 %
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	10.8 %
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	4.0 %
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	9.3 %
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	1.2 %
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	28.4 %
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	17.5 %
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	10.3 %
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	3.7 %
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	0.8 %
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	1.1 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配前の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

「Aコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	13,773,260,000	218,820,000	13,554,440,000
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	5,140,140,000	1,793,050,000	16,901,530,000
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	2,063,140,000	4,069,140,000	14,895,530,000
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	396,168,913	5,410,510,000	9,881,188,913
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	188,908,712	3,423,976,595	6,646,121,030
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	443,770,866	1,737,428,438	5,352,463,458
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	23,621,608	960,867,174	4,415,217,892
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	19,505,046	648,471,033	3,786,251,905
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	51,956,529	500,398,809	3,337,809,625
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	69,172,240	410,265,582	2,996,716,283
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	40,241,629	468,798,880	2,568,159,032
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	144,558,562	413,045,581	2,299,672,013
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	76,221,108	528,498,703	1,847,394,418
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	27,840,575	123,099,997	1,752,134,996

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

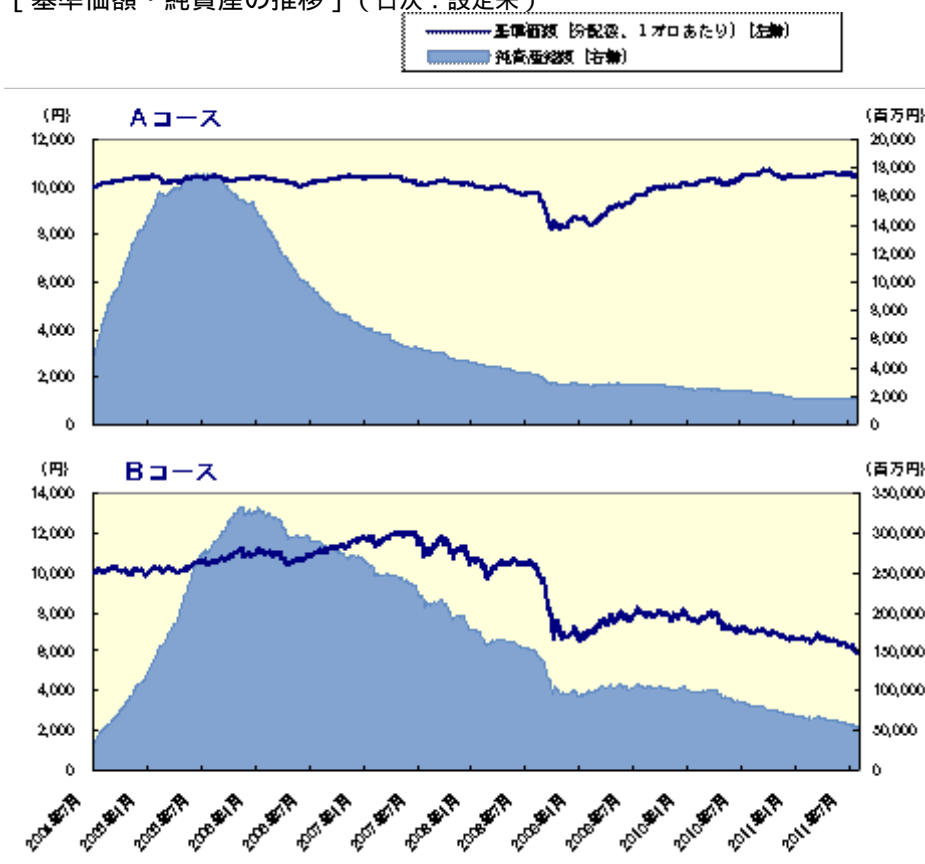
「Bコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2004年7月29日～2005年1月20日	117,275,160,000	297,870,000	116,977,290,000
第2特定期間	2005年1月21日～2005年7月20日	141,892,440,000	3,413,490,000	255,456,240,000
第3特定期間	2005年7月21日～2006年1月20日	70,205,270,000	26,192,650,000	299,468,860,000
第4特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	29,686,891,866	55,584,910,020	273,570,841,846
第5特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	15,073,863,616	58,834,488,887	229,810,216,575
第6特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	9,233,022,931	44,765,882,893	194,277,356,613
第7特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	6,177,774,589	28,449,229,921	172,005,901,281
第8特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	2,021,175,919	25,937,272,209	148,089,804,991
第9特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	5,626,342,017	11,920,988,454	141,795,158,554
第10特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	4,400,586,632	12,082,484,401	134,113,260,785
第11特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	8,364,226,752	11,561,704,247	130,915,783,290
第12特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	5,860,065,835	15,398,171,475	121,377,677,650
第13特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	1,730,610,182	18,889,741,453	104,218,546,379
第14特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	1,965,011,628	13,080,459,236	93,103,098,771

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2011年8月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

Aコース		
2011年8月	30	円
2011年7月	30	円
2011年6月	30	円
2011年5月	30	円
2011年4月	30	円
直近1年間累計	360	円
設定来累計	1,470	円

Bコース		
2011年8月	85	円
2011年7月	85	円
2011年6月	85	円
2011年5月	85	円
2011年4月	85	円
直近1年間累計	1,020	円
設定来累計	5,106	円

[主要な資産の状況]
銘柄別投資比率(上位)

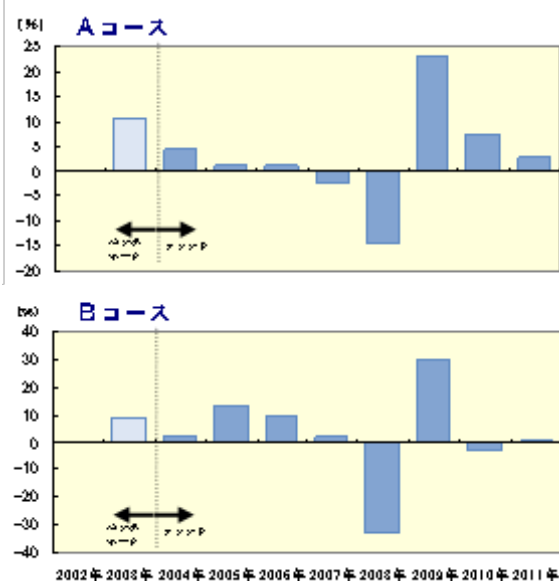
Aコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(2,4位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラー インサイト欧州債券ファンドFC	11.7
2	ノムラー マルチ マネージャーズ・ファンドII- 新興国債券FC	8.4
3	ノムラー モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	8.1
4	ノムラー マルチ マネージャーズ・ファンドII- 米国ハイ・イールド・ボンドFC	6.3
5	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	5.7
6	野村エマージング債券ファンドFC	5.6
7	ノムラー AMP欧州債券ファンドFC	5.3
8	ノムラー 海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	4.6
9	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC	4.3
10	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC	4.2

Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(2,4位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラー インサイト欧州債券ファンドFD	11.7
2	ノムラー マルチ マネージャーズ・ファンドII- 新興国債券FD	8.6
3	ノムラー モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	8.3
4	ノムラー マルチ マネージャーズ・ファンドII- 米国ハイ・イールド・ボンドFD	6.3
5	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	5.7
6	野村エマージング債券ファンドFD	5.6
7	ノムラー AMP欧州債券ファンドFD	5.3
8	ノムラー 海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	4.6
9	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	4.3
10	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD	4.3

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2003年は2月から年末までのベンチマークの収益率。
なお、2002年はベンチマークを構成する指数の一部が存在しないため、ベンチマークの記載を行っておりません。
- ・2004年は設定日（2004年7月29日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2011年は年初から8月末までのファンドの収益率。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。
- ・グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する「Aコース」または「Bコース」の全てを一部解約ご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取

得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。

上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

販売会社の営業日でも「申込不可日」には、原則として取得およびスイッチングの申込みはできません。

< 申込手数料 >

取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

なお、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時までとします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として一部解約の実行の請求ができません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成16年7月29日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ま

す。

(b)信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- () 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者

に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

- () 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- () 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

■ 換金（解約）の単位 ■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスタートーズ世界債券Aコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)および当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)および当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラファンドマスタース世界債券Aコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年 1月20日現在	当期 平成23年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,681,935	27,634,827
投資信託受益証券	1,910,245,342	1,831,405,989
未収入金	1,156,498	10,908,725
未収利息	59	68
流動資産合計	1,933,083,834	1,869,949,609
資産合計	1,933,083,834	1,869,949,609
負債の部		
流動負債		
未払金	2,473,342	23,748,256
未払収益分配金	5,542,183	5,256,404
未払受託者報酬	46,554	44,753
未払委託者報酬	1,246,597	1,153,935
その他未払費用	3,440	3,184
流動負債合計	9,312,116	30,206,532
負債合計	9,312,116	30,206,532
純資産の部		
元本等		
元本	1,847,394,418	1,752,134,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,377,300	87,608,081
（分配準備積立金）	188,138,973	193,962,372
元本等合計	1,923,771,718	1,839,743,077
純資産合計	1,923,771,718	1,839,743,077
負債純資産合計	1,933,083,834	1,869,949,609

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成22年 7月21日 至平成23年 1月20日	当期 自平成23年 1月21日 至平成23年 7月20日
営業収益		
受取配当金	68,650,320	57,169,979
受取利息	12,101	8,385
有価証券売買等損益	15,470,773	2,065,007
その他収益	168	-
営業収益合計	84,133,362	55,113,357
営業費用		
受託者報酬	302,364	268,589
委託者報酬	8,327,067	7,076,977
その他費用	23,234	19,524
営業費用合計	8,652,665	7,365,090
営業利益	75,480,697	47,748,267
経常利益	75,480,697	47,748,267
当期純利益	75,480,697	47,748,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,080,505	174,961
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	58,401,704	76,377,300
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,597,240	1,276,473
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,597,240	1,276,473
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,349,737	5,407,739
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,349,737	5,407,739
分配金	36,672,099	32,211,259
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,377,300	87,608,081

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収 益分配金を、原則として収益分配金落 の売買が行われる日において、当該収 益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 有価証券売買等損益 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成22年 7月21日から平成23年1月20日までと なっております。	当該財務諸表の特定期間は、平成23年 1月21日から平成23年7月20日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成23年1月20日現在	当期 平成23年7月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 1,847,394,418 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 1,752,134,996 口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0413 円 (10,000口当たり純資産額 10,413 円)	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0500 円 (10,000口当たり純資産額 10,500 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日		当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日																																																													
1	運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 93,608,252 円	1	運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 76,330,379 円																																																												
2	分配金の計算過程 平成22年7月21日から平成22年8月20日まで 当該期末における分配対象金額296,543,216円(10,000口当たり1,329円)のうち、6,693,235円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。	2	分配金の計算過程 平成23年1月21日から平成23年2月21日まで 当該期末における分配対象金額265,527,853円(10,000口当たり1,461円)のうち、5,450,546円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,507,805円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>78,627,021円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>206,408,390円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A+B+C+D</td><td>296,543,216円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,231,078,339口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G = E / F × 10,000</td><td>1,329円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000</td><td>6,693,235円</td></tr></table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,507,805円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	78,627,021円	分配準備積立金額	D	206,408,390円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	296,543,216円	当ファンドの期末残存口数	F	2,231,078,339口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,329円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	6,693,235円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,964,480円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>71,351,311円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>184,212,062円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A+B+C+D</td><td>265,527,853円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,816,848,947口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G = E / F × 10,000</td><td>1,461円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000</td><td>5,450,546円</td></tr></table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,964,480円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	71,351,311円	分配準備積立金額	D	184,212,062円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	265,527,853円	当ファンドの期末残存口数	F	1,816,848,947口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,461円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	5,450,546円
項目																																																															
費用控除後の配当等収益額	A	11,507,805円																																																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																													
収益調整金額	C	78,627,021円																																																													
分配準備積立金額	D	206,408,390円																																																													
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	296,543,216円																																																													
当ファンドの期末残存口数	F	2,231,078,339口																																																													
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,329円																																																													
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																													
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	6,693,235円																																																													
項目																																																															
費用控除後の配当等収益額	A	9,964,480円																																																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																													
収益調整金額	C	71,351,311円																																																													
分配準備積立金額	D	184,212,062円																																																													
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	265,527,853円																																																													
当ファンドの期末残存口数	F	1,816,848,947口																																																													
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,461円																																																													
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																													
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	5,450,546円																																																													
平成22年8月21日から平成22年9月21日まで 当該期末における分配対象金額281,929,070円(10,000口当たり1,346円)のうち、6,279,212円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。		平成23年2月22日から平成23年3月22日まで 当該期末における分配対象金額267,464,080円(10,000口当たり1,481円)のうち、5,415,252円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。																																																													

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,737,524円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	75,836,327円
分配準備積立金額	D	196,355,219円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	281,929,070円
当ファンドの期末残存口数	F	2,093,070,944口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,346円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	6,279,212円

平成22年9月22日から平成22年10月20日まで
当該期末における分配対象金額283,510,687円(10,000口当たり1,371円)のうち、6,203,138円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,165,298円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	74,933,326円
分配準備積立金額	D	197,412,063円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	283,510,687円
当ファンドの期末残存口数	F	2,067,712,968口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,371円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	6,203,138円

平成22年10月21日から平成22年11月22日まで
当該期末における分配対象金額274,943,184円(10,000口当たり1,388円)のうち、5,942,238円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,026,164円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,593,394円
分配準備積立金額	D	186,844,522円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	267,464,080円
当ファンドの期末残存口数	F	1,805,084,106口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,481円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,415,252円

平成23年3月23日から平成23年4月20日まで
当該期末における分配対象金額270,377,375円(10,000口当たり1,505円)のうち、5,387,839円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,611,198円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,752,720円
分配準備積立金額	D	189,013,457円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	270,377,375円
当ファンドの期末残存口数	F	1,795,946,658口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,505円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,387,839円

平成23年4月21日から平成23年5月20日まで
当該期末における分配対象金額273,755,726円(10,000口当たり1,524円)のうち、5,386,234円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,128,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	73,007,415円
分配準備積立金額	D	192,807,610円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	274,943,184円
当ファンドの期末残存口数	F	1,980,746,102口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,388円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,942,238円

平成22年11月23日から平成22年12月20日まで
当該期末における分配対象金額283,123,534円(10,000口当たり1,412円)のうち、6,012,093円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,773,992円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	77,150,189円
分配準備積立金額	D	195,199,353円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	283,123,534円
当ファンドの期末残存口数	F	2,004,031,056口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,412円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	6,012,093円

平成22年12月21日から平成23年1月20日まで
当該期末における分配対象金額265,307,613円(10,000口当たり1,436円)のうち、5,542,183円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,820,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	72,188,866円
分配準備積立金額	D	192,746,076円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	273,755,726円
当ファンドの期末残存口数	F	1,795,411,555口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,524円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,386,234円

平成23年5月21日から平成23年6月20日まで
当該期末における分配対象金額273,030,187円(10,000口当たり1,541円)のうち、5,314,984円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,174,221円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,382,904円
分配準備積立金額	D	193,473,062円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	273,030,187円
当ファンドの期末残存口数	F	1,771,661,465口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,541円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,314,984円

平成23年6月21日から平成23年7月20日まで
当該期末における分配対象金額270,084,488円(10,000口当たり1,541円)のうち、5,256,404円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,600,318円	費用控除後の配当等収益額	A	5,283,996円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,626,457円	収益調整金額	C	70,865,712円
分配準備積立金額	D	184,080,838円	分配準備積立金額	D	193,934,780円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	265,307,613円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	270,084,488円
当ファンドの期末残存口数	F	1,847,394,418口	当ファンドの期末残存口数	F	1,752,134,996口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,436円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,541円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,542,183円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,256,404円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3 金融商品に係るリスク管理体制	1 金融商品に対する取組方針 同左 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成23年1月20日現在	当期 平成23年7月20日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
期首元本額 2,299,672,013 円	期首元本額 1,847,394,418 円
期中追加設定元本額 76,221,108 円	期中追加設定元本額 27,840,575 円
期中一部解約元本額 528,498,703 円	期中一部解約元本額 123,099,997 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	14,622,818	992,971
合計	14,622,818	992,971

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日)

該当事項はございません。

当期(自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年7月20日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年7月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド FC（適格機関投資家専用）		79,998,633	
	エマージング・ボンド・オープンFC（適格機関 投資家専用）		1,294,898	
	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド ・オープンFC （適格機関投資家専用）		42,100,285	
	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イール ドボンドオープンFC （適格機関投資家専用）		23,849,187	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC （適格機関投資家専用）		69,898,959	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関 投資家専用）		49,661,429	
	LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資 家専用）		17,579,232	
	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC（適格機関 投資家専用）		100,652,989	
	ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFC （適格機関投資家専用）		55,699,820	
	ノムラ - アイエヌジー新興国債券ファンドFC （適格機関投資家専用）		1,648,468	
	野村米国好利回り社債投信FC（適格機関投資家 専用）		17,269,750	

	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC （適格機関投資家専用）		82,249,160	
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFC（適格 機関投資家専用）		27,436,480	
	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投 資家専用）		110,146,938	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（適格 機関投資家専用）		79,004,248	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFC（適格 機関投資家専用）		218,447,383	
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イール ドボンドファンドFC （適格機関投資家専用）		68,264,500	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー ・アルファ・ファンドFC （適格機関投資家専用）		99,456,240	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー ・アルファ・ファンドFC （適格機関投資家専用）		26,465,068	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC（適格機関投資家専用）		24,734,592	
	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC （適格機関投資家専用）		86,702,628	
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カス タムBM型）FC （適格機関投資家専用）		141,373,958	
	モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券 オープン FC（適格機関投資家専用）		25,436,592	
	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールドボンド ファンドFC （適格機関投資家専用）		70,083,684	

	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FC		62,594,973	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC		45,032,204	
	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC（JPY、ヘッジド）		8,097,870	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC		68,984,301	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC		127,241,520	
投資信託受益証券計	銘柄数：29		1,831,405,989	
	組入時価比率：99.5%		100%	
合計			1,831,405,989	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)および当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)および当期(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年 1月20日現在	当期 平成23年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,468,374,891	1,403,253,458
投資信託受益証券	68,879,484,223	57,656,223,572
未収入金	-	343,330,425
未収利息	4,057	3,454
流動資産合計	70,347,863,171	59,402,810,909
資産合計	70,347,863,171	59,402,810,909
負債の部		
流動負債		
未払金	21,684,909	689,613,691
未払収益分配金	885,857,644	791,376,339
未払解約金	199,248,403	157,344,647
未払受託者報酬	1,695,415	1,453,579
未払委託者報酬	45,399,445	37,481,537
その他未払費用	125,578	103,816
流動負債合計	1,154,011,394	1,677,373,609
負債合計	1,154,011,394	1,677,373,609
純資産の部		
元本等		
元本	104,218,546,379	93,103,098,771
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,024,694,602	35,377,661,471
（分配準備積立金）	1,109,095,540	1,279,197,973
元本等合計	69,193,851,777	57,725,437,300
純資産合計	69,193,851,777	57,725,437,300
負債純資産合計	70,347,863,171	59,402,810,909

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成22年 7月21日 至平成23年 1月20日	当期 自平成23年 1月21日 至平成23年 7月20日
営業収益		
受取配当金	2,878,177,176	2,139,203,297
受取利息	402,957	350,586
有価証券売買等損益	1,869,799,545	1,065,568,592
営業収益合計	1,008,780,588	1,073,985,291
営業費用		
受託者報酬	10,835,847	9,262,729
委託者報酬	298,407,098	244,211,679
その他費用	824,586	675,868
営業費用合計	310,067,531	254,150,276
営業利益	698,713,057	819,835,015
経常利益	698,713,057	819,835,015
当期純利益	698,713,057	819,835,015
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	48,408,620	37,858,111
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,320,546,660	35,024,694,602
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,717,207,686	4,499,837,900
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,717,207,686	4,499,837,900
剰余金減少額又は欠損金増加額	526,071,147	663,913,261
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	526,071,147	663,913,261
分配金	5,642,406,158	4,970,868,412
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,024,694,602	35,377,661,471

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 有価証券売買等損益 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成22年7月21日から平成23年1月20日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は、平成23年1月21日から平成23年7月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成23年1月20日現在	当期 平成23年7月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 104,218,546,379 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 93,103,098,771 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 35,024,694,602 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 35,377,661,471 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6639 円 (10,000口当たり純資産額 6,639 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6200 円 (10,000口当たり純資産額 6,200 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日			当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日																																																														
1	運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する 為に要する費用 支払金額	93,608,252 円	1	運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託 する為に要する費用 支払金額	76,330,379 円																																																												
2	分配金の計算過程 平成22年7月21日から平成22年8月20日まで 当該期末における分配対象金額14,045,789,915円(10,000口当 たり1,189円)のうち、1,004,062,771円(10,000口当たり85円)を 分配金額としております。		2	分配金の計算過程 平成23年1月21日から平成23年2月21日まで 当該期末における分配対象金額9,317,021,641円(10,000口 当たり921円)のうち、859,823,138円(10,000口当たり85円) を分配金額としております。																																																													
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>455,189,225円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>9,074,641,103円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,515,959,587円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D</td><td>14,045,789,915円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>118,125,031,904口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G = E / F × 10,000</td><td>1,189円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>85円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000</td><td>1,004,062,771円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	455,189,225円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	9,074,641,103円	分配準備積立金額	D	4,515,959,587円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	14,045,789,915円	当ファンドの期末残存口数	F	118,125,031,904口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,189円	10,000口当たり分配金額	H	85円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	1,004,062,771円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>431,206,454円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,810,491,130円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,075,324,057円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D</td><td>9,317,021,641円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>101,155,663,366口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G = E / F × 10,000</td><td>921円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>85円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000</td><td>859,823,138円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	431,206,454円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	7,810,491,130円	分配準備積立金額	D	1,075,324,057円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	9,317,021,641円	当ファンドの期末残存口数	F	101,155,663,366口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	921円	10,000口当たり分配金額	H	85円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	859,823,138円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	455,189,225円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	9,074,641,103円																																																															
分配準備積立金額	D	4,515,959,587円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	14,045,789,915円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	118,125,031,904口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,189円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	85円																																																															
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	1,004,062,771円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	431,206,454円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	7,810,491,130円																																																															
分配準備積立金額	D	1,075,324,057円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	9,317,021,641円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	101,155,663,366口																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	921円																																																															
10,000口当たり分配金額	H	85円																																																															
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	859,823,138円																																																															
平成22年8月21日から平成22年9月21日まで 当該期末における分配対象金額13,122,308,247円(10,000口当 たり1,145円)のうち、973,759,339円(10,000口当たり85円)を分 配金額としております。			平成23年2月22日から平成23年3月22日まで 当該期末における分配対象金額8,734,836,325円(10,000口 当たり875円)のうち、848,184,775円(10,000口当たり85円) を分配金額としております。																																																														

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	470,168,279円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,811,819,375円
分配準備積立金額	D	3,840,320,593円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	13,122,308,247円
当ファンドの期末残存口数	F	114,559,922,249口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,145円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	973,759,339円

平成22年9月22日から平成22年10月20日まで
当該期末における分配対象金額12,279,129,936円(10,000口当たり1,099円)のうち、949,498,444円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	429,762,630円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,604,335,219円
分配準備積立金額	D	3,245,032,087円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	12,279,129,936円
当ファンドの期末残存口数	F	111,705,699,392口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,099円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	949,498,444円

平成22年10月21日から平成22年11月22日まで
当該期末における分配対象金額11,492,162,906円(10,000口当たり1,055円)のうち、925,098,849円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	390,280,656円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,210,705,373円
分配準備積立金額	D	1,133,850,296円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	8,734,836,325円
当ファンドの期末残存口数	F	99,786,444,223口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	875円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	848,184,775円

平成23年3月23日から平成23年4月20日まで
当該期末における分配対象金額8,204,689,151円(10,000口当たり833円)のうち、836,457,090円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	425,483,918円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,624,201,710円
分配準備積立金額	D	1,155,003,523円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	8,204,689,151円
当ファンドの期末残存口数	F	98,406,716,562口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	833円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	836,457,090円

平成23年4月21日から平成23年5月20日まで
当該期末における分配対象金額7,524,625,719円(10,000口当たり774円)のうち、825,590,756円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	450,485,048円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,389,294,210円
分配準備積立金額	D	2,652,383,648円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	11,492,162,906円
当ファンドの期末残存口数	F	108,835,158,770口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,055円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	925,098,849円

平成22年11月23日から平成22年12月20日まで
当該期末における分配対象金額10,750,910,725円(10,000口当たり1,010円)のうち、904,129,111円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	420,374,268円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,204,029,190円
分配準備積立金額	D	2,126,507,267円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	10,750,910,725円
当ファンドの期末残存口数	F	106,368,130,823口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,010円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	904,129,111円

平成22年12月21日から平成23年1月20日まで
当該期末における分配対象金額10,037,336,744円(10,000口当たり963円)のうち、885,857,644円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	250,423,914円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,057,318,810円
分配準備積立金額	D	1,216,882,995円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	7,524,625,719円
当ファンドの期末残存口数	F	97,128,324,343口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	774円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	825,590,756円

平成23年5月21日から平成23年6月20日まで
当該期末における分配対象金額6,804,645,374円(10,000口当たり714円)のうち、809,436,314円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	234,669,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,323,044,199円
分配準備積立金額	D	1,246,931,867円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	6,804,645,374円
当ファンドの期末残存口数	F	95,227,801,717口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	714円
10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	809,436,314円

平成23年6月21日から平成23年7月20日まで
当該期末における分配対象金額6,068,043,281円(10,000口当たり651円)のうち、791,376,339円(10,000口当たり85円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	387,172,622円	費用控除後の配当等収益額	A	204,691,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,042,383,560円	収益調整金額	C	4,602,639,111円
分配準備積立金額	D	1,607,780,562円	分配準備積立金額	D	1,260,713,020円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	10,037,336,744円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	6,068,043,281円
当ファンドの期末残存口数	F	104,218,546,379口	当ファンドの期末残存口数	F	93,103,098,771口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	963円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	651円
10,000口当たり分配金額	H	85円	10,000口当たり分配金額	H	85円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	885,857,644円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	791,376,339円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3 金融商品に係るリスク管理体制	1 金融商品に対する取組方針 同左 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成23年1月20日現在	当期 平成23年7月20日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
期首元本額 121,377,677,650 円	期首元本額 104,218,546,379 円
期中追加設定元本額 1,730,610,182 円	期中追加設定元本額 1,965,011,628 円
期中一部解約元本額 18,889,741,453 円	期中一部解約元本額 13,080,459,236 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	前期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	当期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	304,468,146	1,157,796,051
合計	304,468,146	1,157,796,051

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日)

該当事項はございません。

当期(自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年7月20日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年7月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		2,571,498,927	
	エマージング・ボンド・オープンFD（適格機関投資家専用）		22,436,271	
	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFD （適格機関投資家専用）		1,264,838,300	
	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD （適格機関投資家専用）		745,671,735	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）		2,124,106,740	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		1,529,870,086	
	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）		612,631,980	
	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		3,194,385,306	
	ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールドボンドファンドFD （適格機関投資家専用）		1,757,731,910	
	ノムラ - アイエヌジー新興国債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		38,294,144	
	野村米国好利回り社債投信FD（適格機関投資家専用）		477,557,040	

	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD （適格機関投資家専用）		2,612,889,636	
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		843,587,710	
	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		3,391,872,000	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		2,514,412,768	
	モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券 オープン FD （適格機関投資家専用）		796,054,301	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		6,905,402,904	
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンドファンドFD （適格機関投資家専用）		2,013,439,428	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレン シー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		3,127,810,476	
	ステート・ストリート米国総合債券カレン シー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		817,794,765	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファン ドFD（適格機関投資家専用）		793,593,774	
	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型） FD（適格機関投資家専用）		2,732,561,674	
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カ スタムBM型）FD （適格機関投資家専用）		4,720,168,860	

	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		2,233,789,494	
	ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタムBM型) FD		1,993,811,820	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD		1,384,105,807	
	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFD (JPY)		253,600,070	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD		2,142,834,382	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD		4,039,471,264	
投資信託受益証券計	銘柄数：29		57,656,223,572	
	組入時価比率：99.9%		100%	
合計			57,656,223,572	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年8月31日現在

「Aコース」

資産総額	1,798,943,499	円
負債総額	8,152,763	円
純資産総額(-)	1,790,790,736	円
発行済口数	1,720,373,196	口
1口当たり純資産額(/)	1.0409	円

「Bコース」

資産総額	54,039,089,237	円
負債総額	281,552,585	円
純資産総額(-)	53,757,536,652	円
発行済口数	89,992,525,823	口
1口当たり純資産額(/)	0.5974	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成23年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

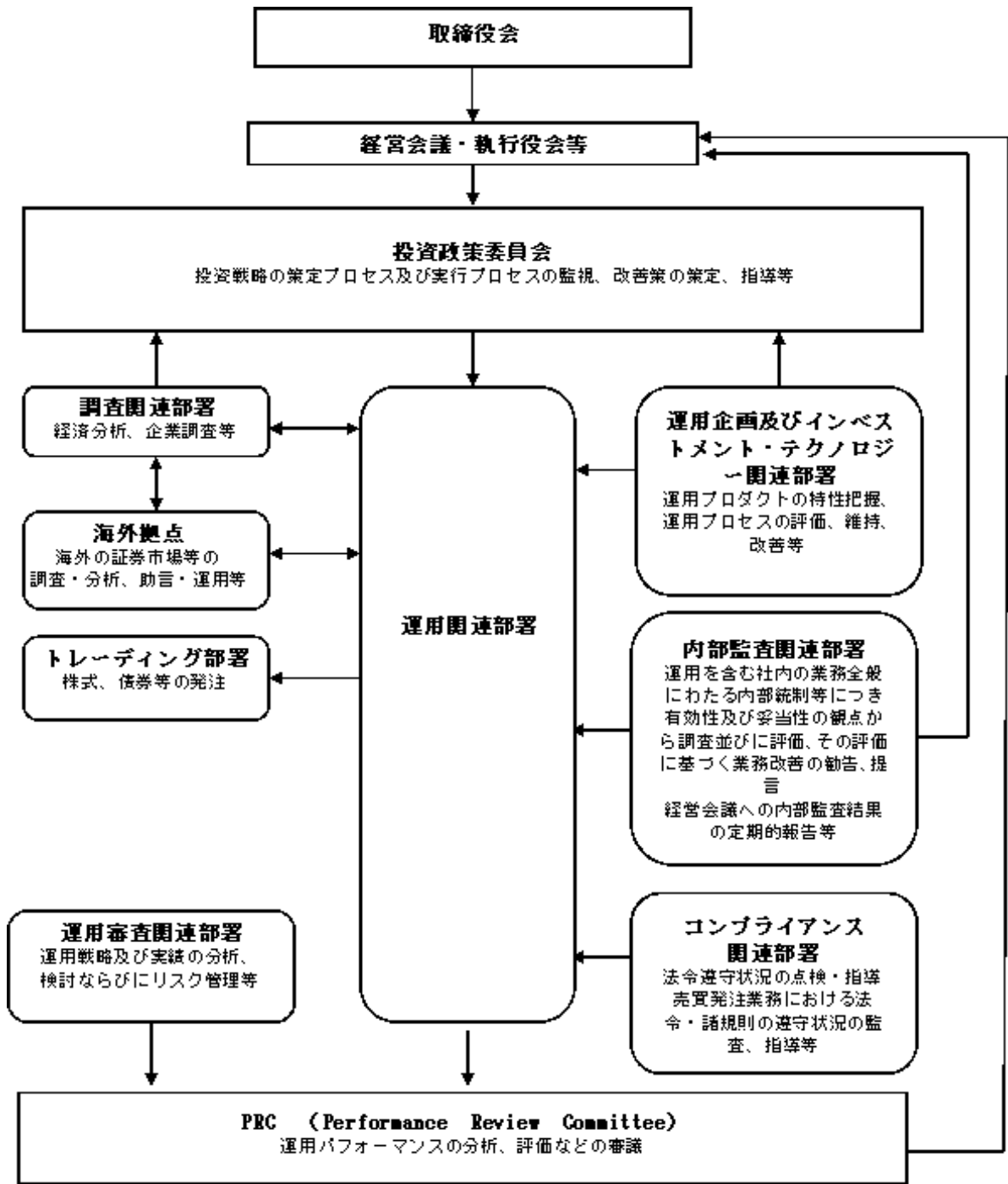
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年7月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	728	10,795,781
単位型株式投資信託	29	221,924
追加型公社債投資信託	18	4,870,936
単位型公社債投資信託	0	0
合計	775	15,888,641

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 （平成22年 3月31日）		当事業年度 （平成23年 3月31日）	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			520		538
金銭の信託			38,530		39,575
有価証券			5,100		1,400
短期貸付金			126		166
前払金			0		0
前払費用			47		41
未収入金			79		171
未収委託者報酬			9,756		10,032
未収収益			2,645		3,761
繰延税金資産			1,513		1,736
その他			143		12
貸倒引当金			6		6
流動資産計			58,457		57,430
固定資産					
有形固定資産			1,729		1,823
建物	2	635		576	
器具備品	2	1,094		1,246	
無形固定資産			11,839		10,649
ソフトウェア		11,836		10,647	
電話加入権		1		1	
その他		1		0	
投資その他の資産			28,988		32,430
投資有価証券		11,614		8,648	
関係会社株式		16,099		22,609	
従業員長期貸付金		366		235	
長期差入保証金		66		64	
長期前払費用		23		24	
繰延税金資産		490		582	
その他		327		265	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			42,557		44,903
資産合計			101,014		102,333

		前事業年度 （平成22年 3月31日）		当事業年度 （平成23年 3月31日）	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			11,000		8,000
預り金			95		87
未払金	1		6,217		7,645
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		61		79	
未払手数料		4,226		4,517	
その他未払金		1,925		3,043	
未払費用	1		7,594		7,373
未払法人税等			849		800
前受収益			9		9
賞与引当金			2,538		2,900
流動負債計			28,305		26,818
固定負債					
退職給付引当金			4,576		4,064
時効後支払損引当金			475		481
その他			351		65
固定負債計			5,403		4,611
負債合計			33,708		31,429
(純資産の部)					
株主資本			64,074		68,279
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			35,164		39,369
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		34,479		38,684	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		9,872		14,077	
評価・換算差額等			3,231		2,624
その他有価証券評価差額金			3,056		2,694
繰延ヘッジ損益			175		69
純資産合計			67,306		70,903
負債・純資産合計			101,014		102,333

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			76,293		81,230
運用受託報酬			10,576		13,165
その他営業収益			57		143
営業収益計			86,927		94,539
営業費用					
支払手数料			35,199		39,741
広告宣伝費			1,155		1,155
公告費			0		-
受益証券発行費			10		6
調査費			20,998		20,709
調査費		1,394		1,310	
委託調査費		19,603		19,398	
委託計算費			883		917
営業雑経費			2,493		2,451
通信費		222		207	
印刷費		1,293		1,148	
協会費		71		73	
諸経費		905		1,022	
営業費用計			60,740		64,980
一般管理費					
給料			9,912		10,131
役員報酬	2	388		322	
給料・手当		6,740		6,822	
賞与		2,784		2,987	
交際費			153		141
旅費交通費			458		484
租税公課			206		231
不動産賃借料			1,464		1,452
退職給付費用			1,116		1,054
固定資産減価償却費			4,630		4,575
諸経費			6,529		6,106
一般管理費計			24,471		24,176
営業利益			1,715		5,382

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,698		4,771	
収益分配金		6		9	
受取利息		5		6	
金銭の信託運用益		2,385		1,222	
為替差益		45		62	
その他		283		319	
営業外収益計			6,424		6,391
営業外費用					
支払利息	1	98		75	
時効後支払損引当金繰入額		37		13	
その他		53		9	
営業外費用計			189		98
経常利益			7,950		11,676
特別利益					
投資有価証券売却益		72		419	
株式報酬受入益		226		173	
特別利益計			299		593
特別損失					
投資有価証券売却損		60		149	
投資有価証券等評価損		70		10	
固定資産除却損	3	16		412	
システム利用契約解約違約金		63		20	
特別損失計			210		591
税引前当期純利益			8,039		11,677
法人税、住民税及び事業税			2,662		3,759
法人税等調整額			492		108
当期純利益			5,869		7,810

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	24,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,608	9,872
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204

当期末残高	9,872	14,077
利益剰余金合計		
前期末残高	32,900	35,164
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	35,164	39,369
株主資本合計		
前期末残高	61,810	64,074
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	64,074	68,279
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,084	3,056
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	971	361
当期変動額合計	971	361
当期末残高	3,056	2,694
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	249	175
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	73	245
当期変動額合計	73	245
当期末残高	175	69
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,333	3,231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	898	607
当期末残高	3,231	2,624
純資産合計		
前期末残高	64,143	67,306
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	3,162	3,597
当期末残高	67,306	70,903

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権 3 百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 (同左)
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6 . リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7 . ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8 . 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9 . 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 (同左) (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6 . リース取引の処理方法 (同左) 7 . ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金 (3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8 . 消費税等の会計処理方法 (同左) 9 . 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年 7 月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	_____
_____	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)」を適用しております。これによる損益への影響はありません。

[追加情報]

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。	_____
(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来 6 月及び12月の年 2 回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月 1 日から 3 月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年 1 回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が 4 月 1 日から 3 月末日までに対応する金額を計上しております。	_____

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 1,655百万円 未払費用 1,017 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 369百万円 器具備品 1,647 合計 2,017	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,442百万円 未払費用 762 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 437百万円 器具備品 1,874 合計 2,311

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,542百万円 支払利息 98 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 3. 固定資産除却損 建物 7百万円 器具備品 5 ソフトウェア 4 合計 16	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,633百万円 支払利息 75 2. 役員報酬の範囲額 (同左) 3. 固定資産除却損 ソフトウェア 412百万円 合計 412

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年 5 月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3 月31日

効力発生日 平成22年 6 月 1 日

当事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 5 月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3 月31日

効力発生日 平成22年 6 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

リース取引関係

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																																
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>603百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>415</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>188</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>99百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>96</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>195</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>187百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>175</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>7</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>3</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>8</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	603百万円	減価償却累計額相当額	415	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	188	1年以内	99百万円	1年超	96	合計	195	支払リース料	187百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	175	支払利息相当額	7	減損損失	-	1年以内	5百万円	1年超	3	合計	8	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左) (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>417百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>325</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>91</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>73百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>22</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>96</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>103百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>96</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>3</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左) 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>4</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	417百万円	減価償却累計額相当額	325	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	91	1年以内	73百万円	1年超	22	合計	96	支払リース料	103百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	96	支払利息相当額	3	減損損失	-	1年以内	6百万円	1年超	4	合計	10
	器具備品																																																																
取得価額相当額	603百万円																																																																
減価償却累計額相当額	415																																																																
減損損失累計額相当額	-																																																																
期末残高相当額	188																																																																
1年以内	99百万円																																																																
1年超	96																																																																
合計	195																																																																
支払リース料	187百万円																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																
減価償却費相当額	175																																																																
支払利息相当額	7																																																																
減損損失	-																																																																
1年以内	5百万円																																																																
1年超	3																																																																
合計	8																																																																
	器具備品																																																																
取得価額相当額	417百万円																																																																
減価償却累計額相当額	325																																																																
減損損失累計額相当額	-																																																																
期末残高相当額	91																																																																
1年以内	73百万円																																																																
1年超	22																																																																
合計	96																																																																
支払リース料	103百万円																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																
減価償却費相当額	96																																																																
支払利息相当額	3																																																																
減損損失	-																																																																
1年以内	6百万円																																																																
1年超	4																																																																
合計	10																																																																

金融商品関係

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	86	86	-
デリバティブ取引計	86	86	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注１：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

４．その他有価証券(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(１)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- (１) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	-	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

１．売買目的有価証券(平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成23年 3 月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

４．その他有価証券(平成23年 3 月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(１)	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

- (１) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	17	先物為替相場によって いる
合 計			3,082	-	17	

（２）株式関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によって いる
合 計			967	-	68	

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法

原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	先物為替相場によっ ている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合 計			3,013	-	(*1) 65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年 3 月31日)

イ. 退職給付債務	12,427百万円
ロ. 年金資産	6,488
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,938
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,576
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,576

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

イ. 勤務費用	524百万円
ロ. 利息費用	247
ハ. 期待運用収益	136
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3 月31日)

イ. 退職給付債務	12,965百万円
ロ. 年金資産	7,475
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,489
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,064
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,064

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

イ. 勤務費用	535百万円
ロ. 利息費用	260
ハ. 期待運用収益	162
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成22年3月31日)		当事業年度末 (平成23年3月31日)	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,876	退職給付引当金	1,666
賞与引当金	1,040	賞与引当金	1,189
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	614	投資有価証券評価減	569
ゴルフ会員権評価減	510	ゴルフ会員権評価減	509
減価償却超過額	369	減価償却超過額	307
未払確定拠出年金掛金	217	未払事業税	206
子会社株式売却損	196	時効後支払損引当金	197
時効後支払損引当金	194	子会社株式売却損	196
その他	268	未払確定拠出年金掛金	107
繰延税金資産小計	6,173	繰延ヘッジ損失	48
評価性引当金	1,923	その他	184
繰延税金資産計	4,250	繰延税金資産小計	6,069
繰延税金負債		評価性引当金	1,878
繰延ヘッジ利益	122	繰延税金資産計	4,190
有価証券評価差額金	2,123	繰延税金負債	
繰延税金負債計	2,245	有価証券評価差額金	1,872
繰延税金資産(純額)	2,004	繰延税金負債計	1,872
		繰延税金資産(純額)	2,318
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.2%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	3.5%	タックスヘイブン税制	5.8%
外国税額控除	2.4%	外国税額控除	0.6%
その他	0.3%	その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	168,000	関係会社 短期 借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息の支払	98	未払費用	3

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	6,866	未払費用	0

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	3,263	未払費用	940

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 平成21年11月23日付で野村證券(株)はジョインベスト証券(株)を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券(株)の取引は野村證券(株)に引継がれております。野村證券(株)との取引金額には、合併前のジョインベスト証券(株)と当社の取引金額を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	137,500	関係会社 短期 借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受(*2)	5,762	-	-
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*5)	2,657	未払費用	939

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (* 2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に 1 株 1 米ドルで引受けております。
- (* 3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	13,067円44銭	1 株当たり純資産額	13,765円90銭
1 株当たり当期純利益	1,139円63銭	1 株当たり当期純利益	1,516円39銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	5,869百万円	損益計算書上の当期純利益	7,810百万円
普通株式に係る当期純利益	5,869百万円	普通株式に係る当期純利益	7,810百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「親法人等」といいます。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「子法人等」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「親法人等」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成23年7月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成23年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年2月25日	臨時報告書
平成23年4月8日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成23年5月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの平成22年7月21日から平成23年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスタートズ世界債券Bコースの平成22年7月21日から平成23年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスタートズ世界債券Bコースの平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年9月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスタートズ世界債券Aコースの平成23年1月21日から平成23年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスタートズ世界債券Aコースの平成23年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年9月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの平成23年1月21日から平成23年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの平成23年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)